

消費トラブルの事例

中古車販売の売買契約もクーリング・オフの対象外です

自動車を購入する際は、消費トラブルにならないために事前にしっかり確認しましょう。

トラブル事例

インターネットで見つけた中古車販売店に行き、30万円の車を現金で支払う売買契約をし、注文書に署名捺印した。帰宅後、家族に購入した車や販売店の写真を見せたところ、そもそも信頼のおける中古車販売店なのかと反対された。翌日、電話でキャンセルを申し出ると、「キャンセルするなら注文書に書いてある通り販売価格の20%のキャンセル料がかかり、クーリング・オフはできない」と言われた。契約翌日のキャンセルなのにキャンセル料が高すぎる。納得できない。

中古車の売買契約の成立はいつ？

自動車販売業界における標準的な契約成立時期（現金支払の場合）は、
①車が登録された日
②消費者の注文で修理・改造等に着手した日
③車を引き渡された日
のいずれか早い日とされています。
ただし、クレジット契約では、信販会社が承諾すれば契約は成立します。

【注意】

○自動車リースに関する契約もクーリング・オフの対象外です。
○契約成立前ならば、キャンセルが可能です。その際に販売店から実際にかかった費用の請求をされる場合があります。

○契約成立後は、相手の同意がなければ一方的にキャンセルすることはできません。

「トラブルを防ぐためのアドバイス」

○契約する前に販売店が一般社団法人中古自動車販売協会連合会や、一般社団法人自動車公正取引協議会などに加盟しているかを確認しましょう。ひとつの安心の目安となります。
○業界団体に加盟していない販売店も多数存在するため、すべての販売店が業界団体の注文書標準約款（契約に関する条項）を使用しているわけではありません。注文書の内容や約款をよく読んで、わからない点があれば必ず販売店に確認し、納得してから署名捺印するようにしましょう。

中古車の販売価格の表示が「支払総額」に変わっています

広告には安価な「車両価格」が表示されているにもかかわらず、商談時に「保証や整備」「バック商品の購入を強要され、実際には表示された価格では購入できない」というトラブルがあります。このようなトラブルを防止するため、価格表示は車両価格に諸費用を含めた「支払総額」に変更されました。

*出典（公社）全国消費生活相談員協会「週末電話相談事例集 Vol.24 こんな相談ありました!!」

◆問い合わせ先

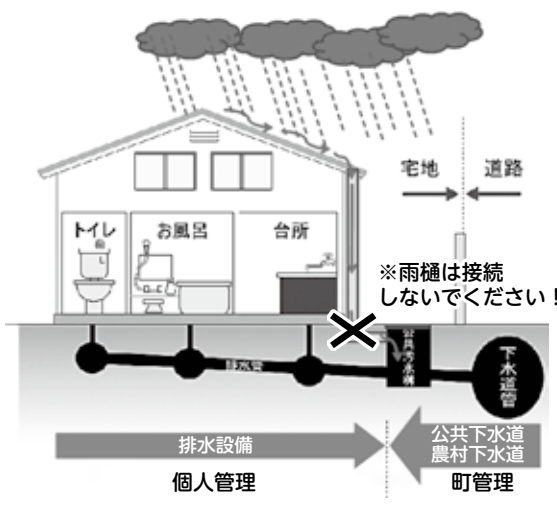
消費生活相談窓口（交通環境政策課内）
☎0748-5212500
消費者ホットライン ☎1188

不明水削減のご協力をお願いします！

不明水とは下水道の桝や管に流れ込む雨水や地下水のことをいいます。町下水道は汚水と雨水を分ける分流方式で処理することになっており、不明水が下水処理施設に多量に流れ込むと適正な処理ができなくなる上、下水処理費用が増加してしまうことから、町では下水道管の調査や修繕などを行っています。

不明水の原因は、汚水桝に誤って雨樋の接続をしている場合や、宅内桝や公共汚水桝が破損して雨水が流入している可能性が考えられます。

不明水削減のために汚水桝・雨樋のふたを開けて、ご確認ください。



宅内の桝の修繕は指定工事店に連絡して修繕をお願いします。

※費用は個人負担



日野町排水設備指定工事店一覧

公共汚水桝が破損している場合は、下記の番号に連絡してね♪



下水道のマスコットキャラクター「スイスイ」



蒲生氏郷公顕彰会公認キャラクター「がもにゃん」

◆問い合わせ先 上下水道課 下水道担当
☎ 0748-52-6579

空き家バンク制度

今までの契約件数
93件
(平成21年～)

現在の登録利用希望者
105名
(令和6年10月時点)

町内にある空き家の情報を登録していただき、日野町に移住したい方に紹介する制度です。

大切な家屋や地元自治会の活性化につながります。

空き家バンクをぜひご活用ください。

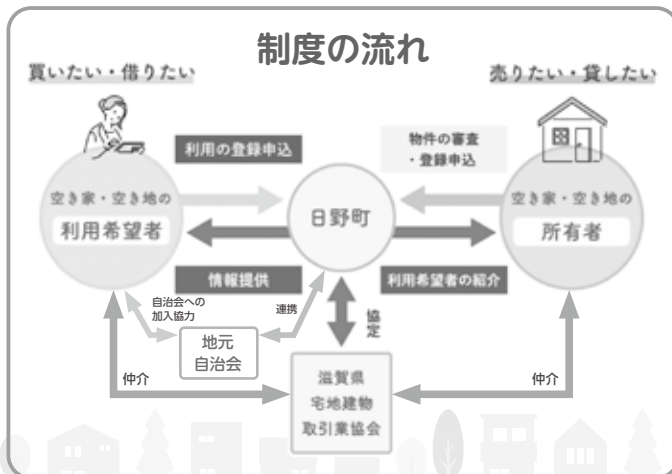
この制度は、町と協定を結んでいる滋賀県宅地建物取引業協会に所属している宅建業者の仲介のもと、安心して交渉や契約等ができる仕組みとなっています。

全国的にも空き家は増えており、日野町においても年々増加しています。

老朽化し住めなくなる前に、空き家を所有されている方は「日野町空き家バンク」へお電話いただくか担当窓口でお気軽にご相談ください。



空き家バンク
ホームページ



◆問い合わせ先 建設計画課 都市計画担当(日野町空き家バンク) ☎ 0748-52-6567

町営住宅入居者募集

令和6年度 第3回町営住宅入居者募集についてお知らせします。

募集期間

11月5日(火)～11月22日(金)

募集団地

- ・第1内池団地(内池150番地)
平成13年築(木造2階建)3DK 1戸
- ・第2内池団地(内池152番地)
昭和63年築(PC造3階建)3DK 1戸

入居資格

- ① 町内に居住しているまたは勤務地を有していること(3か月以上)
- ② 持ち家(共有名義を含む)がなく、住宅に困窮していること
- ③ 税金・公共料金等を滞納していないこと
- ④ 現に同居し、または同居しようとする親族がいること

月額家賃

入居者の収入および住宅の諸条件により決定します。

入居可能予定日

令和7年1月中旬ごろ

今後の募集予定

令和6年度の町営住宅入居者募集は次の日程で実施する予定です。
第4回 令和7年2月3日(月)～2月21日(金)

※入居者の入退去、住宅の状況等により募集団地の変更等生じる場合があります。戸数・規格・家賃の詳細・最新の情報は、町のホームページをご覧ください。

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 60歳以上の方
- (3) 身体障がい者でその障がいの程度が1級から4級までの方
- (4) 精神障がい者でその障がいの程度が1級から3級までの方



町ホームページ

◆問い合わせ先 建設計画課 都市計画担当 ☎ 0748-52-6567